

命 令 書

再審査申立人	イングリッシュ・スピーキング・クラブ
再審査申立人	X
再審査被申立人	アメリカン・ライフ・インシュアランス ・カンパニー

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

- 1 再審査申立人らは、初審大分県地方労働委員会が本件救済申立てを却下及び棄却したことを不服として再審査を申し立て、アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー（以下「会社」という。）が、①X（以下「X」という。）の席替えを行い、同人に屈辱感と圧迫感を与え、さらに会社従業員の前で同人を叱責し心理的虐待を行ったこと、②会社従業員のイングリッシュ・スピーキング・クラブへの加入を妨害したこと、③無断欠勤を理由として、弁明の機会を与えず、Xを懲戒解雇したこと等は、イングリッシュ・スピーキング・クラブ及びXの組合活動を妨害し、これを事実上不可能にするもので、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると主張するとともに、初審大分県地方労働委員会の審問の手續には申立人らの証人尋問権を阻害したこと等手續の違法があると主張する。
- 2 たしかに、本件初審命令理由2認定のとおり、会社が、大分事業所で席替えを行いXを同事業所の所長の前に座らせたこと、無断欠勤を理由に平成元年8月25日付けで同人を懲戒解雇したこと等、Xの主張する一部事実は認められる。

しかしながら、初審及び当審を通じ、イングリッシュ・スピーキング・クラブが労働組合であること及びXが組合活動あるいは労働組合の結成準備行為を行ったことについての疎明がない。

したがって、本件が不当労働行為であるとする再審査申立人らの主張はその前提を欠き、その余のことを判断するまでもなく、本件再審査申立てには理由がない。

なお、再審査申立人らは、本件再審査申立てにおいて、会社の大分事業所をも再審査被申立人として申し立てているが、同事業所は、会社の一出先機関に過ぎないものであるから、会社を名宛人として表示することとした。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成 3 年12月18日

中央労働委員会

会長 石川吉右衛門 ⑩